

委員の解職の決議の認可を受けようとするときは、解職しようとする代表取締役若しくは代表執行役又は解任しようとする監査等委員である取締役若しくは監査役若しくは解職しようとする監査委員の氏名及びその者を解職し、又は解任しようとする理由を記載した申請書に解職又は解任に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(会社の事業計画の認可の申請、
第十九条) 会社は、法第二十二条前

事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第十一條 会社は、法第二十三条第一項の規定により募集社債(会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百七十六条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。)を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集社債を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 募集社債の総額及び各募集社債の金額

二 募集社債の利率、償還の方法及び期限その他

三 募集社債を引き受ける者の募集の方法

四 募集社債を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

五 募集社債を引き受ける者の募集の理由

六 前項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により募集社債を引き受ける者の募集の認可を受けようとする場合について準用する。

(株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の認可の申請)

第十二条 会社は、法第二十三条第一項の規定により株式交換に際しての社債の発行の認可を受けるときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 株式交換をする株式会社（以下「株式交換完全子会社」という。）の商号及び住所

二 株式交換に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交換完全子会社の株主に対する社債の割当てに関する事項

四 株式交換がその効力を生ずる日

五 株式交換に際して社債を発行しようとする理由

六 会社は、法第二十三条第一項の規定により株式交付に際しての社債の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交付に際しての社債の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 会社が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所

二 株式交付に際して発行しようとする社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する社債の割当てに関する事項

四 株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けたときは、当該新株予約権等の内容（当該新株予約権等の対価の全部又は一部として社債を交付する場合に限る。次号において同じ。）

五 前号に規定する場合には、株式交付の会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の会社の社債の割当てに関する事項

六 株式交付がその効力を生ずる日

七 株式交付に際して社債を発行しようとする理由

三 前二項の規定は、指定会社が法第二十三条规定において準用する同条第一項の規定により株式交換又は株式交付に際しての社債の発行の

（認可を受けようとする場合について準用する）

第十三条 会社は、法第二十三条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとするとときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 借入金の額

二 借入先

三 借入金の利率、償還の方法及び期限その他

四 の借入条件

五 借入金の使途

六 借入金の理由

前項の規定は、指定会社が法第二十三条第三項において準用する同条第一項の規定により資金の借入れの認可を受けようとする場合について準用する。

（会社の重要な財産）

第十四条 法第二十四条の国土交通省令で定める重要な財産は、土地、建物及び構築物であつてその帳簿価額が三億円以上のものとする。
（会社の重要な財産の譲渡等の認可の申請）

第十五条 会社は、法第二十四条の規定により重要な財産の譲渡の認可を受けようとするとときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 譲渡しようとする財産の内容

二 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

三 所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類

四 対価の額

五 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件

六 譲渡の理由

会社は、法第二十四条の規定により重要な財産を担保に供することの認可を受けようとするとときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 担保に供しようとする財産の内容

三 二 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所

三 財産を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所

四 五 権利の種類

六 六 担保される債権の額

（会社の定款の変更の決議の認可の申請）

第十六条 会社は、法第二十五条の規定により一定の変更の決議の認可を受けようとするとき

(剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議の認可の申請)

第十七条 会社は、法第二十五条の規定により剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議の認可を受けようとするときは、剩余金の総額及び剩余金の配当その他の剩余金の処分の内訳を記載した申請書に剩余金の配当その他の剩余金の処分に関する株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

(会社の合併、分割又は解散の決議の認可の申請)

第十八条 会社は、法第二十五条の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第三号、第六号及び第七号の事項に限る。)を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 合併の場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称及び住所

二 分割の場合にあつては、分割により事業を承継する法人又は分割により設立する法人の名称及び住所

三 解散の場合にあつては、清算人の氏名及び住所

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割反対した株主があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の種類及び数

六 合併、分割又は解散の時期

七 合併、分割又は解散の理由

八 前項の申請書には、次の書類(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えなければならない。

